

横浜市土地開発公社の解散について

横浜市土地開発公社（以下「公社」といいます。）については、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」といいます。）を財源とする負担金の支出により、平成26年1月31日に公社借入金を解消し、同日に国（総務省及び国土交通省）に解散認可申請を行いました。

今回は、三セク債による公社借入金の解消の状況や今後のスケジュール、清算体制等についてご報告します。

1 三セク債による公社借入金の解消

平成 25 年 9 月に総務省から三セク債の起債許可（20 年以内）を受け、10 月から 26 年 1 月にかけて三セク債を順次発行しました。

発行額については、公社の自己資金の活用等により、1,372 億円（予算額 1,383.45 億円）に抑制できる見込みです。

本市は三セク債を財源とし公社に 3 回（11 月、12 月、1 月）に分けて負担金を支出し、公社は負担金をもとに金融機関への借入金を返済し、1 月 31 日に借入金をすべて解消しています。

【参考】三セク債の発行額（内訳）

償還期間	利率	発行額	発行月
5 年	0.22%~0.26727%	800 億円	10 月、11 月、12 月
10 年	0.42%~0.70%	572 億円	10 月、11 月、12 月、1 月
合計		1,372 億円	

2 今後のスケジュール

- 26 年 1 月 31 日 総務省及び国土交通省に公社解散認可の申請
- 3 月中旬 総務省及び国土交通省からの解散の認可
- 3 月 31 日 公社の解散
- 4 月～ 公社が清算法人へ移行
総務省・国土交通省に解散と清算人の届出を提出
清算手続き（債権債務の公告・確定等）を実施
- 6 月 債権回収、債務の弁済が完了、清算人会の開催
- 6 月末 清算終了、保有土地の本市への引継ぎ
- 7 月上旬 総務省及び国土交通省に清算終了届の提出

3 清算体制

清算した公社は、清算の目的の範囲内において、その結了に至るまでは、なお存続するものとみなされます。清算法人は公社の理事が清算人となり、清算に関する職務を遂行します。

○公有地の拡大の推進に関する法律（抜粋）

第22条の2 解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第22条の3 土地開発公社が解散したときは、理事がその清算人となる。

第22条の7 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 1 現務の結了、2 債権の取立て及び債務の弁済、3 残余財産の引き渡し

4 公社清算後の報告

26年9月に市会に提出する25年度決算において、公社の清算状況をご報告するとともに、26年度決算以降、毎年度の決算発表時やIRなどにおいて、三セク債の残高や償還財源（土地売払収入や一般財源負担）の実績などについて、市会、市民、投資家の皆様へわかりやすい説明、公表を行っていきます。

【参考】

■公社解散時（26年3月31日現在）の決算見込み（予定）

【資産】		【負債】	
現金・預金	8億円 (①)	預り金・契約保証金等	4億円 (②)
公有用地	1,452億円	【資本】	
		準備金等	83億円
		当期利益（負担金等）	1,373億円
合計	1,460億円	合計	1,460億円

(26年度分 租税公課 3億円) (③)

■清算後の残余財産見込み（予定）

清算期間中に預り金・契約保証金等や26年度分の租税公課の清算を行った後の残余財産の見込みは次の通りです。

種別	金額
現金・預金	2億円
公有用地	1,452億円

… (①-②-③+清算中の収入等)

■本市に引き継ぐ公社保有土地の状況

事業区分	取得年度	面積	簿価見込	主な事業予定地
道路	H3～H10	1.3ha	42億円	横浜環状道路用地ほか
公園緑地	H2～H8	1.0ha	31億円	野七里公園ほか
都市計画	H5～H10	19.1ha	1,286億円	舞岡町土地ほか
うちMM新高島地区	H5～H10	10.1ha	1,152億円	みなとみらい新高島地区
その他施設用地	H1～H9	1.4ha	93億円	南土木事務所予定地ほか
うち売却予定地	H1～H3	1.0ha	74億円	洋光台土地、笠間町土地
合計		22.8ha	1,452億円	